

## 特別国民体育大会冬季大会スキー競技会における参加条件

本参加条件は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るものとし、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会(以下「大会」という。)に参加する全ての者(以下「参加者」という。)を対象とする。

### 1 大会参加に必要となる条件

- (1) 大会参加日(※1)の10日前から毎日の起床時体温、健康状態及び行動歴を健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」又は体調管理チェックシート(様式1、2)(以下「健康管理アプリ等」という。)へ記録すること。

(※1) 大会参加日とは、岩手県内在住・在勤・在学の者は「大会参加初日(公式練習や準備業務等を含む。）」、岩手県以外の都道府県から参加する者は「来県日」とする。

- (2) 参加者のうち、下表に該当する者は、大会参加日の午前0時から起算して最大120時間前以内に採取した検体を用いて、新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査(PCR法等。以下「PCR検査」という。)を必ず受検し、その結果を健康管理アプリ等へ登録すること。

#### 【対象者】

区分	対象者
都道府県選手団に含まれる者	監督、選手(予備登録選手を含む)、チームスタッフ、選手団本部役員(団長、副団長等)
大会関係者	主催者、大会役員、組織委員、招待者、大会企業協賛関係者
競技会運営関係者	競技会役員、競技役員、業務受託者
大会事務局	実施本部員、県実行委員会事務局員、市実行委員会事務局員
その他関係者	報道関係者、視察員、サービスマン、出展(出店)事業者、ボランティア、県実行委員会又は市実行委員会が必要と判断した者

#### 【検査機関】

※ 原則として、各団体及び個人でそれぞれ検査機関を確保すること。

- (3) 前項(1)及び(2)については、令和5年2月17日(金)から設置する受付において、次のとおり提示すること。

ア 都道府県選手団に含まれる者

代表者が各会場別に参加者総括表(様式3)に取りまとめ、受付へ提示すること。

イ 大会関係者、競技会運営関係者、その他関係者

- ・ 団体で参加する場合、代表者が各会場別に参加者総括表(様式3)に取りまとめ、受付へ提示すること。
- ・ 個人で参加する場合、健康管理アプリ等を各会場別に受付へ提示すること。

### 2 大会への参加を認めない者

#### (1) 感染者

ア 症状がある場合

大会参加日までに、発症日(症状が出現した日)から、10日間以上かつ症状軽快後72時間経過していない者。

イ 症状がない場合

大会参加日までに、検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から7日間経過していない者。

(2) 濃厚接触者

大会参加日までに、感染者との最終接触日(※2)から5日間経過していない者。(ただし、待機期間2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合は、3日目に大会への参加を認める。)

(3) 事前PCR検査で陰性を示す結果が確認されなかった者。(ただし、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低いことを示す医師の診断書が主催者に提出され、認められた場合は参加を認める。)

(4) 大会参加日前10日間に下記項目に該当がある者

ア 体温(37.5℃以上の発熱)又は健康状態の調査項目に該当する症状(以下「感染疑い症状」という。)がある者。ただし、次の(ア)及び(イ)の要件が満たされた場合は参加が認められる。

(ア) 感染疑い症状の発症後8日間が経過し、かつ薬剤を服用していない状態で感染疑い症状消失後72時間以上が経過している場合

(イ) 薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低いこと(※3)、(※4)、(※5)を示す医師の診断書が主催者に提出し、認められた場合

イ 行動歴の調査項目に該当がある者

(ア) 保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者

(イ) 同居家族や身近な人に体調不良者(※6)がいる者  
ただし、その者の感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合、参加を認める。

(ウ) 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない者

(※2) 最終接触日とは、感染者が自宅療養している場合は感染者と部屋を分ける等「感染対策を講じた日」、感染者と同居していない場合は感染者と「最後に接触した日」とする。

(※3) 「新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等の受検が推奨される。

(※4) 「新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

(※5) 医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

(※6) 健康管理アプリでは「感染が疑われる人」と表示。